

Title	公債の國民負擔を輕易ならしむる方法
Author(s)	神戸, 正雄
Citation	經濟論叢 (1943), 56(2): 179-189
Issue Date	1943-02
URL	https://dx.doi.org/10.14989/131982
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號二第卷六十五第
月二年八十和昭

論叢

計畫の經濟理論……………

經濟學博士 柴田敬

總力戰體制に於ける企業者……………

經濟學士 大塚一朗

生産理論に於ける商品群の觀點……………

經濟學士 青山秀夫

時論

公債の國民負擔を輕易ならしむる方法……………

法學博士 神戸正雄

研究

支那工業に於ける労働場所の諸條件……………

經濟學士 岡部利良

說苑

支那における繭の流通費用……………

經濟學士 堀江英一

附錄

彙報

公債の國民負擔を輕易ならしむる方法

神戸 正雄

緒言

大東亞戰爭は續く。其は百年戰爭ともなることを覺悟しなくてはならない。此戰爭の續く限り戰費は膨大する。其は到底、經常的な租税ばかりでは賄ひ切れない。其増徴にも依るを免れぬが、其れよりもより多く、公債に依らなければならぬ。戰爭の續く限り公債に待つことの多いのは定石である。租税なれば、政府からいへば取り切りであり、あとに何等の債務を伴はない。公債には其が残る。之を起すときには政府として比較的樂であるが、あとに義務を残し、財政の係累となるところに苦勞がある。其公債の厄介は形にては國家の負擔であるが、つまりは國民全體の負擔である。此の國民負擔は成るがまゝにして置くべきものではなく、其をば少しでも輕易になるやうに工夫すること、其が政府の務めである。其の方法は固より雜多である。中には負擔を輕易ならしめるに効果が大きくても不當なるがあり、正當ではあるが、効果の薄いのがある。其等を一通り列舉して比較研究して置くことは此際無意義ではないと思ふ。

此公債の國民負擔を輕易ならしめる方法には大別、二ある。一は財政に於ける公債費を輕減する方法であり、他は其以外にて之に關する負擔を輕易ならしめる方法である。以下其を列記して見やう。

第一 公債費輕減方法

財政に於ける公債費の輕減が聽がて國民の公債負擔の輕易ともなることはいふまでもない。此にも更らに三の方法がある。其一は専ら公債の利子の輕減を計る方法であり、其二は専ら公債の元金拂の輕減を計る方法、其三は公債の元利拂を輕減する方法である。

(一) 公債利子輕減の方法

(A) 間接の方法……先づ直接に公債の利子を輕減するのでなくして、其をば間接に達成する方法がある。其は之によりて公債に附せらるべき利子を低下せしめるの土臺を供するものである。即ち之により、一方には既存の公債に借替を行ひ得しめる地盤を作るものであり、他面、新しく起さるべき公債をして其利子をば一層低からしめる原因となるものである。其は次の三のものである。

(イ) 經濟界に於ける一般利子歩合低下を導くこと……此が出来得るならば、公債利子も一層低くなり得る。そして此には一には資金の需要供給の大勢が自然的に此の方向に向ふといふこともあるが、又一には或度まで政府に於て人工的に此の方向に導くといふこともあり、現に行はれても居るのである。

(ロ) 國家信用の向上を計ること……も亦た公債利子の低下に役立つ。其は(1)一には一般に政治の改善を計つて國民の國家に對する信頼度を増すことによりて行はれる。政治家當局者の努力に待つものである。(2)次ぎには財

政の整理によりても國民の國家への信頼度を増すことになる。(3)更に公債の支途たる戦争の有利なる展開によりても國民の信頼を増すことを得る。

(ハ)國債への國民の投資傾向の向上を計ること……前にいふやうにして一般に金利低下の傾向があり、國家の信用の向上があれば、國民は自ら國債に一層多く投資するやうになるのだが、別に政府に於て、金融統制を強化して、資金をば一層多く公債の方へ向はしめることが出来る。其上にも、國民が自發的にも國債を一層良く理解して之を進んで持つやうになつて呉れば、一層良いのである。

(B)直接の方法

(5) 既存公債に就いて行ふ方法

(1)公債の借替又は利子切下……直接公債について行ふ利子低下方法にも二つあつて、其一は既存公債について行ふのであり、其の更に第一は公債の借替又は利子切下である。此は或は強制的に行ふことも出来る。然るときは公債の一部破棄となる。其は成るべく差控ゆるとして、政府に臨時償還の権利が留保された公債について現金償還の選擇を伴ふて行ふ任意のものであれば不當ではないのであり、勿論、其公債の最終期限前に之を行ふなれば、其の借替又は利子切下の時から期限までの間の利子拂額を軽減し得るのである。併し戦争が永引き、公債の發行があとからあとから行はれるときには、斯かる有利なる時機を掴むことは相當むづかしいことではある。

(2)公債利子拂の一定期間の停止……此によりても公債利子拂を減ずることになる。しかし、此は公債の一部破棄であり、國民一般に及ぼす影響も重大であるから成るべく避くべしとする。但だ特種の公債を指定して一部の公債にならば或は之を行ふことも想像し得る。

(3) 公債利子税の引上……現在は公債利子に對して所得税をば他種利子に對してよりも輕くして居る。其を他種利子の税の處まで引上げることが出来る。此は利子拂額其ものを減するのではないが、併し結果に於ては其と同一となる。又其は此程度の税の引上げである限り、別に公債を特に不利とするのではなく、之をば公債の一部破棄といふべきではない。併し又夫の程度を超へて税を引上ぐることになれば、其は公債をば強制的に不利とするものであり、隨つて公債の一部破棄を行ふたことにもなるのである。

(つ) 公債の發行に際し其種類の選定につき行ふ方法

(1) 富札附公債の發行……を行ふときには、其に附すべき利子と割増交付額との合計額、又は割増額の全額をば之に附するに相當なる利子よりも低く定めることが出来、其れだけ之を選むことによりて然らざる場合よりも國家の利子拂額を輕減し得るのである。例之、公債利子三分五厘を至當とするときに、富札附公債に附ける利子を一分として、二分相當額だけをば割増に配當することも出来るし、或は三分だけを凡べて割増に配當することも出来、そして何れによりても五厘方の利子拂額を節する勘定となるのである。

(2) 愛國公債の發行……既に戦時中に發行する公債なれば凡べて愛國の意味を有ち、其の一般公債が相當なるよりも多少低い利子を附してあるとも見られるのだが、其を別として、或る特に國民に感激を惹起するやうな出来事の生じた場合に其を記念すべき公債を發行して、其には一般公債よりも稍々低い利子、例之、一般公債は三分五厘として此には三分を附しても良く應募者を見出し得るのである。例之、將來に、ガダルカナルの敵降伏記念公債とか、ハワイ占領記念公債といふ如きものを想像し得る。

(3) 強制的なる半租税的公債の發行……例之、分類所得税、遊興飲食税の増徴に際し、之と並行して又は之に代

ふるに、公債の割當應募を強行することは行ふて良いと思はれる。然るときに、其公債を有つことになる人々は、其なかりせば一層餘計な税を負はなければならなかつたのを免れて、税であれば政府に納め切りであるのに、此公債であれば假令低くとも利子を拂つて貰へるばかりでなく、元金まで戻して貰へるといふ利益が得られるのである。そして政府としても之により相當なるよりも少い利子拂額にて済むことになるのである。

(二) 元金拂軽減の方法

(A) 延拂……公債の期限に至り其元金償還を一定期間だけ延引さすことによりて、少くとも一時元金拂を少くし得る。此は固より之を強制的に行へば公債の一部被棄であるが、之をば任意に即ち債務者の合意の上で行ひ得る。其は一般大衆に對しては面倒だが、特定の債権者との間には臨時行ふて差支なく、又行ひ得るのである。勿論此にあまり大なことを期待することは出来ない。

(B) 期限に至りての借替……普通の借替は公債の期限前に有利な時機を見計つて行はれるのだが、併し又、或公債の最終期限になつて、之が元金を支拂ひつゝ、同時に新なる公債を起して借替を行ふことも出来る。此の場合舊債の元金を拂ふ爲めの資金を要せぬといふことはあるが、しかし其の爲めに前の公債よりも一層不利なる條件に甘んじなくてはならぬといふことがあり得る。

(C) 永遠公債の新發行又は既存の有期隨時拂公債の永遠公債への借替……勿論、既存有期隨時拂公債の借替は現金償還の選擇附にて行ふことが望ましい。そして之によりて國家の元金拂額を減少し得る。此は決して不當でなく、且つ又、其により國家財政負擔も大に樂になる。國民としても、斯かる永遠公債を有つことは、其の債務者が最確かなる國家といふ借手だといふので、少しも不安となるのでなく、彼等は考方によりては公債につきて元

金拂を期するよりはむしろ利子の確實なる支拂に、より多く期待するものと見られるのである。で我國にても今後永速公債についての計畫を立てることが肝要であり、之が確立によりて國民に不安を與ふることなくして、國家の財政負擔を大に減ずることが出来るのである。

(D) 元金償還時に於ける買入償還と抽籤償還との選擇に際しての考慮……此選擇に當りては、從來は、可なりに金融界の希望に聽いて其時の情勢次第では或度まで國庫の不利を忍んで決定したものである。しかし今後は之につき政府の立場から其支拂額の少しにても輕くなり得る方を選むといふことにするのが良くはないか。此は些細ではあるが、一の考慮として注意すべきことである。

(三) 元利拂額輕減の方法（一部は元金拂のみの輕減となり、又は利子拂のみの輕減となる）

(A) 公債破棄……によりて公債の元利ともを解消し得る。或は其が利子拂だけの解消なることもあれば、元金拂のみの共だといふこともある。何れにしても此は非常手段であつて、あまり之に期待してはならない。むしろ探らぬが可い。そして其方法としては、或は公然と、公債の元金又は利子、又は元利の全部又は一部を支拂はずと宣言して行ふことが出来、或は隱然と、強制的方法にて借替又は利子切下を行ふとか、貨幣價值の切下を行ふとか、高き公債利子税を行ふとか、強制的方法にて延拂を行ふとかにて行ふのである。

(B) 一般人民又は一般地方團體への分配……國債として國家が債務者たりし公債の全部又は一部をば、國內の地方團體又は人民に分配して負擔せしめることによりて、國家財政の負擔を免れることを得る。但だ之によるとしても、其分配標準に公平妥當なるものを見出すことがむづかしいといふ難點がある。

(C) 國家の新資源と公債との引換……今度の戦争によりて國家が收めたる資源は可なりに大い。評價のしやうに

よりては何百億圓に上ぼるであらう。其或ものを指定して其を公債と引換に國民に交付するといふ方法が考へらるゝ。此なれば行ひ易く、而かも此にて可なりに大い國債を消却することにもなり得る。尤も其資源中につき何れをば交付して良いかは慎重に考慮しなくてはならぬとする。

(D) 公債の整理……條件又は形式の多様なる既存の公債を、或時機に同一條件及同一形式の公債に統一し整理することは、是非とも行はなくてはならぬことだ。此が行はれたとしたら、國家にとりて其支拂を幾らかなりとも有利ならしめることが出来る。

(E) 公債の獻納……公債が累増するときに、國民の愛國心に訴へて、其の有つ一部の公債を獻納せしめることが出来る。此も國民の感激するやうな時機を捕へて行へば行ひ得るのである。

(F) 實質的財産税としての公債の徴收……此は最後の手段で、めつたには行ふべきものでないが、兎に角、實質的財産税を行ふて、國民から財産の一部を取り上ぐるときには、他の財産と共に公債をも取ることになる。然るときは、其れだけにては公債の元利拂を減少し得る。但し此場合、他種財産による收納なれば收むべかりし歳入は之を失はなければならぬ。

第二 公債費輕減以外の負擔輕易方法

公債費輕減は固より國民の公債負擔の輕易となるが、其以外にも國民の之が負擔を輕くする方法が少くない。次ぎには之を述べる。此にも二つある。一は政府側にて行ふ方法であり、今一つは國民側にて行ふべき方法である。

(一)政府の側にて行ふものは、其は、一は名義上の公債費金額が前と變らず同一であつても、實質的に政府にとりて負擔が樂になり、其れだけにて(假令反面に國民の不利を伴ふにせよ)國民一般にも負擔を樂にするものであり、今一つは、政府にとりては負擔が増減なくして、且つ國民一般に不利を伴ふことなくして、専ら一般國民の負擔の輕易となる方法もある。前者は貨幣價值低下によるものであり、後者は税制改革によるものである。

(A)貨幣價值の低下による方法……此は歷史上、幾多の實例がある。貨幣價值が下れば、此が實質的に下れば、自ら國庫としては公債元利拂が樂になる。其れだけ一般國民も財政の擔當者といふ上からは負擔が樂になる。かかる場合、好機を見計つて公債償還を斷行すれば樂に公債負擔の輕易を實現し得る。公債始末が行はれ得る。但債權者の資格に於ける一般國民には相當なる犠牲を負はしめることにはなる。それから此の貨幣價值の低下は一部は經濟界の自然の運行からも生ずることであり、一部は國家が自主的に定める所でもある。

(B)税制公平化による方法……此も明かに國民の公債負擔を輕易とする。此は一般國民に財政擔當者としての負擔を輕くするのみでなく、債權者の資格に於ける一般國民への犠牲を伴はずしても濟む。そして國民の公債負擔といふものは、國民が直接に公債を負擔するものではなく、全く租税を通じて間接に公債を負ふものであり、其租税の制度が一層公平になるならば、同一金額の租税をば前よりも一層輕易に負擔することになる道理である。

(二)國民の側に於て生ずる變化も亦、彼等の公債負擔を輕易ならしめる。其に二の異つたものがある。

(A)經濟上のもの

(一)國民經濟力の増大……によるのが其一である。即ち國民が前よりも一層勤勉となり、又一層儉約となつて又は好き時運に恵まれて、例之、南方資源の一層容易且つ豊富なる利用によりて經濟力を伸ばし得たならば、彼

等は同一公債金額をも一層輕易に負ふことを得る。南方資源の利用も恐らくは段々良くなるはならうし、更に國民の時局認識の高まるに伴れて、其勤勉努力、節約耐乏の強化が行はれ、此事が相當に現はれるであらうし、又其の現はるゝことを希望して已まない。

(ろ) 國債への投資傾向の進展……從來とは事情が同一だと假定しても、國民に於て其の有つ資力をば前よりも一層多く國債に投じやうといふ傾向が強くなるとすれば、前にもいふやうに、新しく發行される所の公債の條件を一層有利ならしめ、其の爲め國家の公債費を軽減することになるのであるが、其を別として、此の國民が相率るて公債の債權者とならうといふ傾向が前よりも一層強くなるときには、やがて反面に彼等が債務者として、公債に於ける間接の債務者として、其元利拂の負擔者としての立場に於ても、其負擔の氣持を輕からしめることにもなる。此は微妙なることで、大したことではなからうけれども、其が何がしか働くことは見逃せない。

(B) 道義上のもの

(い) 愛國心の強化……に依りて、他の事情は同一としても、國民の公債負擔が一層輕くなることはいふまでもない。日本國民は凡べて一人残らず愛國心の強いことを疑はぬ。又然ることを希望するが、併し實際の公債應募實狀を見るとときには、まだまだ其の度合の薄いことを見出す。又一般に此が相當高いとしても、時々緩みが生じて居るやうに見られる。爲政者としては、此を篤と注意して其の引締めに意を用ひなければならぬ。

(ろ) 政府信頼の向上……人々の心理を分析するときに、國民の國家其ものへの愛着と、其時々政府への信頼とは一體のやうで、又別なものでもある。吾々は國家へは絶対に愛着するけれども、時の政府には好感を有たぬ。あの人が當局者ではいやだといふことがある。戦時ともなれば、斯やうな態度では宜しくない。國民に於て、當

局者の缺點などをも見逃がす位でなければならぬのである。ではあるけれども、實際には當局者への不満といふことは免れない。其れで愛國心は強うても、尙ほ政府の當局者への信頼の低い爲めに、公債に對して厭氣を持つといふことがあり得て、公債の負擔が重苦しいといふことがある。だから當局者は其態度について十分に氣をつけなくてはならぬ。

(は) 戰爭意義の理解の強化……此も愛國心の中にも含まれるとも見られるが、又別箇の存在ともいへる。若しも此の戰爭の意味を不十分に理解するときには、假令愛國心は相當にあつても、公債に對する感知が薄くならざるを得ぬ。其れで當局者は此點にも氣をつけて公債負擔の輕易を計らなければならぬとする。我々は此の大東亞戰爭が我々の國家、我々の國民、我々の民族にとりての重大なる意義を十分良く理解しなければならぬ。其が全く日本國家、日本國民、日本民族の自存自衛の爲めに出でたものであること、萬一、此戰爭に破れたとしたら生ずることあるべき不幸の如何に重大なるものであるかといふことを自覺して、如何なる犠牲を拂つても此の戦に勝ち抜かなくてはならぬこと、隨つては吾々は吾々が應じ得る最大の公債にも應じ、又之をば甘んじて負擔もしなくてはならぬ氣持を有たなければならぬと信ずる。此點については、お互に一層に力を用ゐること、しやう。

結 言

以上要之、公債の國民負擔の輕易を計ることは、大東亞戦下には實に重大なる緊要事である。そして其方法は多岐に亙る。公債費其ものを輕減する方法によることも出来、其以外の方法によることも出来る。そして政府の行ふ方法の中には效果の薄きものもあり、實行のむづかしきものもあり、正當の手段と認められないものもある

が、中には又、正當であり且つ効果の大きいものゝあることを見逃してはならない。其は永遠公債の實現、國家の新獲得資源の公債との引換の如きである。若夫れ公債の破棄によるものに至つては、其が公然と行はるるにせよ、隠然と行はるるにせよ、道義の指導者たる國家として、斷じて行ふべきものではないけれども、そして富札附公債の發行も教育の樞軸を握る所の國家として之を行ふのは洵に遺憾のことであるけれども、しかし今後適當の好機を捉へては愛國公債の發行を行ひ、更らには屢々來るべき増税の機會に於て其の少くとも一部をば半租稅的公債の割當によりて補足するが如きは之を遠慮なく行ふて良いのである。即ち政府として斷じて行ふべきでないことをば行はぬとするは宜しいけれども、行ふて然るべきことを行ふのを躊躇してはならぬのである。そして此の負擔輕易の爲めの努力は決して之を單に政府にのみ任かすべきことではなく、國民自らも其の國債をば自分の債務と心得、突き進んでいへば日本國家をば大なる我と自覺して、凡べての方法の實現につきて政府に協力するの態度を有つことが當然の務めだと信ずる。特に國民は此緊急時代に生れては、其のもつ力にて負ひ得る最大の公債の應募を爲すは勿論、進んでは或時機至らば公債の獻納運動をも展開するやうありたいものである。皇國の存立と隆昌となくしては、吾々の有つ財産は何等の意義を有たぬのである。